

民間企業の障がい者雇用率が2.0%に引き上がりました

障がい者雇用率制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主は、常時雇用している労働者の一定割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用しなければなりません。常用労働者の数に対する障がい者雇用の割合を「障がい者雇用率」と言い、少なくとも5年ごとに、見直しがされます。今回はその見直し査定の結果、障がい者雇用率における法定雇用率が引き上がりました。

改正内容

1. 障がい者雇用率

民間企業は、法定雇用率を現行の1.8%から2.0%とすること。

国および地方公共団体、特殊法人については、現行の2.1%から2.3%とすること。

都道府県等の教育委員会については、現行の2.0%から2.2%とすること。

2. 障がい者雇用納付金等の金額について

障がい者雇用納付金、障がい者雇用調整金および報奨金の額については、それぞれ現行のとおりとすること。

3. 施行日

2013年4月1日

用語説明

障がい者雇用納付金：障がい者雇用率が法定雇用率に満たない企業は、不足する障がい者数に応じて障がい者雇用納付金を納めなければなりません。

障がい者雇用調整金：常時雇用労働者数が200人を超える事業主で、法定雇用率を超えて障がい者を常用労働者として雇用している企業に対して支給されます。

報奨金：雇用する常用労働者が200人以下の企業が対象。各月の雇用している障がい者数の年度合計が、一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度合計数または72人のいずれか多い数）を超えて、障がい者を雇用する企業に対し、障がい者の数に応じて支給されます。

詳細は、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002b4qy.html>（厚生労働省 HP）

http://www.jeed.or.jp/disability/employer/koyounoufu/about_noufu.html

（高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP）